

議案第 9 5 号

狭山市立博物館の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

狭山市立博物館

2 指定管理者として指定するもの

アクティオ・東急コミュニティー共同事業体

代表者 東京都目黒区東山 1 丁目 5 番 4 号 K D X 中目黒ビル 6 階

アクティオ株式会社

代表取締役社長 淡 野 文 孝

構成員 東京都世田谷区用賀 4 丁目 1 0 番 1 号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑 賀 克 英

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

令和元年 1 1 月 2 9 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

狭山市立博物館の管理に関し、指定管理者を指定したいので、この案を提出するものである。